

山梨県公報

号外第十二号

平成三十一年

三月十四日

木曜日

目次

監査委員

○監査の結果に関する報告の公表……………1

監査委員

山梨県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告について、同条第九号の規定により、次のとおり公表する。

平成三十一年三月十四日

山梨県監査委員	佐藤佳臣
同	小泉久司
同	山田一功
同	杉山肇

平成30年度 定例監査実施結果

第1 平成30年度定例監査実施結果(下期分)

1 監査実施所属数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
総合政策部		2		2
県民生活部		8		8
リニア交通局		1		1
総務部		2		2
防災局		1		1
福祉保健部		18		18
森林環境部		1		1
エネルギー局				0
産業労働部		6		6
観光部				0
農政部		8		8
県土整備部		7		7
出納局				0
企業局				0
教育委員会		49	1	50
議会事務局				0
行政委員会				0
警察本部		12		12
合 計	0	115	1	116

2 監査対象期間

前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

3 監査実施期間

平成30年9月19日～平成31年1月29日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度は、郵便切手類に係る事務処理を重点事項として実施した。

5 監査結果処理区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	概 要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 処理方法
 指商事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求め、その回答内容についてでも公表する。
 注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。

7 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部改善を要する事項が認められた。
 監査の結果、指商事項、指導事項、注意事項とした区分の集計は、下表のとおりである。

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指商事項				2			1				3
指導事項		23	9	17	4	12	14			2	81
注意事項		3	5	18	2	3	9			38	78
合計	0	26	14	37	6	16	23	0	40	0	162

(参考:昨年度下期との比較)

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指商事項		▲2		2			1				1
指導事項		▲3		▲6	▲8	▲2	10			1	▲8
注意事項		▲1	2	6	▲11					36	32
合計	0	▲6	2	2	▲19	▲1	10	0	37	0	25

所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	総合政策部 東京事務所
監査対象期間	平成29年10月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月29日、平成31年1月29日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (給与1)
 1) 休休日の振替において、同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあった。
 (注意事項) なし

監査対象所属	総合政策部 大阪事務所
監査対象期間	平成29年9月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月29日、平成31年1月24日

監査の結果

指商事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	県民生活部 中北地域県民センター
監査対象期間	平成29年7月～平成30年6月
監査実施日	平成30年9月21日、10月19日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 3件 (給与1、契約1、収入1)
 1) 派遣市町村研修職員の時間外勤務手当及び特殊勤務手当にかかる所得税について、平成29年度に納付すべきところ平成30年度に納付されており、過年度支出となっていた。
 2) 長期継続契約の対象となる緊急地震速報情報提供業務委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づき出納局長への協議が行われていなかった。
 3) 「行政文書の写しの交付」に係る現金収納事務において、次のとおり不適切な処理があった。
 ①現金領収書の金額を誤り、本来は「書損」として処理すべきところ、二重線で金額を訂正した領収書を相手に交付しているものがあった。また、原簿は、訂正前の金額のままとなっていた。
 ②それに係る「交付申出書」の職員記載欄への記載がなかった。
 (注意事項) なし

監査対象所属	県民生活部 峡東地域県民センター
監査対象期間	平成29年7月～平成30年6月
監査実施日	平成30年9月27日、10月22日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (給与1、契約1)

1) 通勤手当の認定において、次のとおり、不適切な事務処理があった。

①認定額の誤りについて、人事給与システムでは修正されていたが、通勤届の決定事項欄の通勤手当額が修正されていないものがあった。

②高速道路を利用して通勤する者について、通勤届の「新幹線鉄道等を利用する職員」の欄が未記入のまま認定されているものがあった。

③自動車等に係る通勤手当額の改定については、人事委員会の「通勤手当の支給について（通知）」第8第3項により、通勤手当認定簿に必要事項を記入して所属長の決定を得るか、又は人事給与システムに登録し、出力した通勤手当登録結果確認票により所属長の決定を得ることとされているが、当該手続きが行われていないものがあった。

2) 長期継続契約の対象となる緊急地震速報情報提供業務委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。

(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象所属	県民生活部 峡南地域県民センター
監査対象期間	平成29年7月～平成30年6月
監査実施日	平成30年9月19日、9月20日、10月25日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (契約1)	
1) 長期継続契約の対象となる緊急地震速報情報提供業務委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。	
(注意事項) 2件 (収入1、支出1)	

監査対象所属	県民生活部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	平成29年7月～平成30年6月
監査実施日	平成30年9月26日、10月23日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (契約1)	
1) 長期継続契約の対象となる緊急地震速報情報提供業務委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。	
(注意事項) なし	

監査対象所属	県民生活部 県民生活センター
監査対象期間	平成29年7月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (財産1)	
1) 行政財産使用に伴う必要経費を負担させる場合には、使用許可指合書に必要経費の負担に関する条件を付け加えることとされているが、当該条件が付け加えられていないものがあった。	
(注意事項) 3件 (重点事項1、給与2)	

監査対象所属	県民生活部 富士山世界遺産センター
監査対象期間	平成29年8月～平成30年6月
監査実施日	平成30年9月28日、10月31日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (給与1)	

監査対象所属	県民生活部 総合理工学研究機構
監査対象期間	平成29年11月～平成30年6月
監査実施日	平成30年9月28日、10月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	県民生活部 富士山科学研究所
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月2日、10月31日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (給与2)	

1) 社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残高に過不足が生じていた。

2) 通勤手当に係る高速道路の利用状況報告において、該当者に当該月の高速道路料金の利用明細を提出させ確認をしていなかった。確認後、往路と復路の利用区間が相違していたことが判明したことにより、通勤手当が過大に支給されているものがあった。

(注意事項) 2件 (重点事項1、物品1)

監査対象所属	リニア交通局 リニア用地事務所
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月5日、11月9日
監査の結果	
(指摘事項) 1件 (給与1)	

1) 通勤手当の認定において、バスを利用するものとして通勤手当額が決定されていたが、通勤実態が通勤届と異なることが常態化した時点で通勤方法を変更する通勤届を提出すべきところ、その提出が遅れ、通勤手当が過大に支給されていた。(合計 126,540円)

(指導事項) なし

(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象所属	総務部 職員研修所
監査対象期間	平成29年8月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 2件 (重点事項1、給与1)	

監査対象所属	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	平成29年9月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月6日、12月14日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

単位：円

科目	平成29年度決算時	平成30年10月末現在
間接税	8,388,029	8,388,029
個人県民税	1,067,454,323	868,646,415
法人県民税	19,040,243	13,770,561
直接税	31,583,361	22,441,753
法人事業税	43,862,756	34,963,233
不動産取得税	218,259,773	198,942,246
自動車税	130,046,092	84,545,462
合計	1,518,634,577	1,231,697,699

(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象所属	防災局 消防学校
監査対象期間	平成29年8月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月18日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) なし

(注意事項) 2件 (重点事項1、契約1)

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所 (本所)
監査対象期間	平成29年7月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月8日、平成31年1月22日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

①父子福祉資金貸付金償還金 (元金)

過年度分 先数 4件 5,648,800円

②離入 (犬の抑留に係る返還手数料)

過年度分 先数 1件 43,650円

【特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)

過年度分 70,881,423円 平成30年度分 471,906円

合計 先数 127件 71,353,329円

②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)

過年度分 先数 14件 330,380円
 ③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)
 過年度分 先数 12件 7,863,003円
 ④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)
 過年度分 先数 3件 223,998円
 ⑤母子福祉資金貸付金違約金
 過年度分 先数 1件 5,369円
 (注意事項) 2件 (重点事項1、給与1)

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所 (映北支所)
監査対象期間	平成29年7月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月20日、平成31年1月16日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 診療所開設許可手数料について、収入証紙消印実績簿に登録されていないものがあった。

(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象所属	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	平成29年7月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月13日、12月17日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)

過年度分 5,449,552円 平成30年度分 189,975円

合計 先数 12件 5,639,527円

②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)

過年度分 先数 1件 98,321円

③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)

過年度分 先数 1件 743,400円

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	平成29年7月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月16日、12月21日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

①生活保護費返還金

過年度分 13,819,393円 平成30年度分 615,258円

合計 先数 30件 14,434,651円

【特別会計】

①母子福祉資金償還金 (元金)	
過年度分	4,251,043円 平成30年度分 337,782円
合計	先数 16件 4,588,825円
②母子福祉資金償還金 (利子)	
過年度分	先数 2件 87,412円
③募帰福祉資金償還金 (元金)	
過年度分	3,218円 平成30年度分 12,872円
合計	先数 1件 16,090円
(注意事項) なし	

監査対象所属	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	平成29年7月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月14日、平成31年1月18日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

①生活保護費返還金

過年度分 23,033,545円 平成30年度分 478,540円

合計 先数 25件 23,512,085円

【特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)

過年度分 18,523,628円 平成30年度分 1,162,752円

合計 先数 35件 19,686,380円

②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)

過年度分 219,949円 平成30年度分 811円

合計 先数 11件 220,760円

③募帰福祉資金貸付金償還金 (元金)

過年度分 2,345,943円 平成30年度分 64,000円

合計 先数 4件 2,409,943円

④募帰福祉資金貸付金償還金 (利子)

過年度分 先数 4件 94,645円

(注意事項) 2件 (給与2)

監査対象所属	福祉保健部 女性相談所
監査対象期間	平成29年11月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月7日、12月20日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	福祉保健部 中央児童相談所
監査対象期間	平成29年9月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月22日、平成31年1月18日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) なし

(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象所属	福祉保健部 都留児童相談所
監査対象期間	平成29年9月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月22日、12月26日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 4件 (収入1、給与2、契約1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

児童入所施設等措置費に係る過払い分の返還金

過年度分 先数 1件 84,280円

2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあった。

3) 児童手当について、職権に基づき支給額の改定処理において、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付を行っていないものがあり、また、当該改定分については、改定後の支給額が受給者台帳に記されていないものがあった。

4) 産業廃棄物収集・運搬委託契約及び産業廃棄物処理委託契約は、単価契約ではないが、契約書に規定する委託金額の記載が、単価契約のものとなっていた。また、産業廃棄物処理委託契約については、違約金額の記載についても単価契約のものとなっていた。

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 甲陽学園
監査対象期間	平成29年9月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月20日、12月26日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (収入2)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

児童福祉施設費負担金

過年度分 先数 2件 189,593円

2) 直接収納の取扱いについては、財務規則第44条第2項関係運用通知に定められているが、現金収納の取扱方法に、次のとおり不備があった。

①現金領収簿の表紙に、その交付及び返還の年月日、使用者の職氏名、書損枚数、残枚数等を記載することとされているが、記載されていないものがあった。

②簿冊は年度又はそれぞれの現金収納員ごとに更新することとされているが、平成30年度において更新がされていないものがあった。

③書理の用紙は斜線を引き書損と記載しなければならぬとされているが、所定の処理がされていないものがあった。

(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象所属	福祉保健部 こころの発達総合支援センター
監査対象期間	平成29年9月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月21日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) なし

(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象所属	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	平成29年9月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月18日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	福祉保健部 精神保健福祉センター
監査対象期間	平成29年9月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月18日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (支出1)
1) 平成29年度山梨いのちの電話相談員養成研修事業費補助金について、内容に変更があったが、変更交付申請がされていなかった。
(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象所属	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	平成29年9月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月15日、平成31年1月17日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (収入2)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
①児童福祉施設費負担金
過年度分 2,492,184円 平成30年度分 64,400円
合計 先数 5件 2,556,584円
②あけぼの医療福祉センター使用料
過年度分 2,976,224円 平成30年度分 190,880円
合計 先数 9件 3,167,104円
2) 障害児入所給付費について、当該児童が当センターに入所した平成28年度以降、受給者証を発行している東京都へ給付費を請求すべきところ、山梨県への請求を含めて報告したため、請求先相違による東京都への請求もれが発生、また、当該児童の負担金額算定にあたり、重度障害児支援加算について、平成25・26年度に算入もれが発生していたため、平成30年度に請求を行い、過年度収入されていた。
(注意事項) 2件 (給与1、収入1)

監査対象所属	福祉保健部 育精福祉センター
監査対象期間	平成29年9月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月21日、平成31年1月17日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
①児童福祉施設費負担金
過年度分 2,261,461円 平成30年度分 121,435円
合計 先数 14件 2,382,896円

②育精福祉センター使用料	
過年度分 先数 1件	349,700円
(注意事項) 1件 (財産1)	

監査対象所属	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	平成29年11月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月7日、平成31年1月21日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (重点事項1、財産1)

1) 購入したはがきについて、財務規則第243条に規定する郵便切手類委託に受払が搭載されていなかった。
2) 借受財産である土地の借受料に変更があったが、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。
(注意事項) 1件 (財産1)

監査対象所属	福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間	平成29年9月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月16日、12月25日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	平成29年11月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月27日、平成31年1月24日

監査の結果

(指摘事項) 1件 (財産1)

1) 平成29年12月18日の火災報知設備等保守点検業務委託の結果、消火器具及び自動火災報知設備に不良箇所があることが判明したが、消防法第8条の規定による防火管理上必要な整備が行われていないものがあった。

(指導事項) なし

(注意事項) 2件 (給与1、契約1)

監査対象所属	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	平成29年9月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月18日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	森林環境部 森林総合研究所
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月31日、12月21日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (財産1)

1) 特別高圧電力線の線下敷に係る行政財産使用料の算定において、当該土地の1平方メートル当たりの価格(円未満切り捨て)を算出後に阻害率を乗すべきところ、土地1平方メートル当たりの価格の端数処理が行われなかったため、使用料が過大となっていた。
(注意事項) なし

監査対象所属	産業労働部 計量検定所
監査対象期間	平成29年8月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月21日

監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	平成29年11月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月31日、12月20日

監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	産業労働部 山梨県産業技術センター
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月17日、11月21日

監査の結果
(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(支出1)
1) 高速道路通行料を直払いにより資金前渡ししていたが、印鑑届送付簿に所定の事項の記載及び押印がされていなかった。
(注意事項) 1件(収入1)

監査対象所属	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月30日、11月30日

監査の結果
(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
授業料
過年度分 先数 1件 735,000円
(注意事項) なし

監査対象所属	産業労働部 峡南高等技術専門校
監査対象期間	平成29年11月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月18日、11月29日

監査の結果
(指摘事項) なし
(指導事項) 2件(財産1、契約1)
1) 行政財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあった。

2) 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約において、契約保証金を免除していたが、契約書に契約保証金免除条項及び契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。
(注意事項) なし

監査対象所属	産業労働部 就業支援センター
監査対象期間	平成29年8月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月18日

監査の結果
(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 2件(重点事項1、給与1)

監査対象所属	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	平成29年11月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月11日、11月8日

監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	平成29年11月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月12日、11月13日

監査の結果
(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(給与1)
1) 扶養手当の認定において、手当額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認がされていないものがあった。
(注意事項) 1件(契約1)

監査対象所属	農政部 畜産酪農技術センター
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月16日、11月21日

監査の結果
(指摘事項) なし
(指導事項) 3件(収入1、支出1、物品1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
①家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金
過年度分 先数 1件 250,722円
②生産物売払い収入
平成30年度分 先数 1件 9,990円
2) 機能性資材を用いたフランド鶏卵生産試験に係る分析等委託において、委託料を全額前金払していたが、財務規則第122条に定める検査調書の作成等が行われていなかった。
3) 新聞購読料を前金払していたが、完納された際に作成すべき検収調書が、作成されていないものがあった。
(注意事項) 1件(重点事項1)

監査対象所属	農政部 水産技術センター
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月11日、11月14日
監査の結果	
(指摘事項) 1件(給与1)	
1) 昨年度の定例監査において、扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかったため、指導事項とした。 今年度の監査でも、扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあつた。	
(指導事項) 1件(財産1)	
1) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 2筆	
(注意事項) なし	

監査対象所属	農政部 総合農業技術センター(病害虫防除所)
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月12日、11月13日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(給与1)	
1) J R使用による旅行において、往復同一区間でかつ片道601km以上の乗車賃に対し、往復割引の適用をしていないものがあつた。	
(注意事項) 1件(重点事項1)	

監査対象所属	農政部 果樹試験場
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月5日、11月8日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(給与1)	
1) 特殊勤務手当(有害薬物取扱手当) について、過大に支給されているものがあつた。	
(注意事項) 1件(給与1)	

監査対象所属	農政部 専門学校農業大学校
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月12日、11月14日
監査の結果	

(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(収入1)	
1) 平成30年度入学科について、入学者から現金で収納し任意様式の領収書を交付しているが、財務規則第44条第2項に基づく「現金領収書(第27号様式)」が交付されていなかった。 また、入学科に係る現金領収済書及び現金払込済書を綴った「現金出納簿」が作成されていなかった。	
(注意事項) なし	

監査対象所属	県土整備部 中部横断自動車道推進事務所
監査対象期間	平成29年7月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月4日～5日、11月9日
監査の結果	

(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(財産1)	
1) 取得土地に未登記のものがあつた。 過年度分 8筆	
(注意事項) なし	

監査対象所属	県土整備部 新環状道路建設事務所
監査対象期間	平成29年8月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月2日～4日、10月29日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
------------------------------	--

監査対象所属	県土整備部 広瀬・翠川ダム管理事務所
監査対象期間	平成29年11月～平成30年6月
監査実施日	平成30年9月21日、10月22日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
------------------------------	--

監査対象所属	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	平成29年7月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月11日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
------------------------------	--

監査対象所属	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	平成29年11月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月4日、11月22日
監査の結果	

(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件(契約1)	

監査対象所属	県土整備部 深坂ダム管理事務所
監査対象期間	平成29年8月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月18日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
------------------------------	--

監査対象所属	県土整備部 流域下水道事務所
監査対象期間	平成29年7月～平成30年6月
監査実施日	平成30年9月27日、10月29日
監査の結果	
指摘事項	指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	中北教育事務所
監査対象期間	平成29年10月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月9日、12月19日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (給与2)	
1) 扶養手当について支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。	
2) 通勤手当額が改定されていたが、決定事項欄の通勤手当額の確認・決定(改定)が行われていないものがあった。また、通勤届の認定において、決定事項欄の該当するものにシ印を付し、交通用具の使用距離を記載すべきところ、記載されていないものがあった。	
(注意事項) 1件 (重点事項1)	

監査対象所属	峡東教育事務所
監査対象期間	平成29年9月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月11日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (給与1)	

監査対象所属	峡南教育事務所
監査対象期間	平成29年10月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月21日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (重点事項1)	

監査対象所属	富士・東部教育事務所
監査対象期間	平成29年9月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月11日
監査の結果	
指摘事項	指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	総合教育センター
監査対象期間	平成29年9月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月11日、12月14日
監査の結果	

(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (重点事項1、物品1)	
1) 郵便切手類受払簿において、各こすもす教室の購入分については当センターで購入し、後日こすもす教室に渡していることから、センターの納品日とこすもす教室の受入日が相違しているが、その間の受払について、センターの受払簿に記載されていた。	
2) 新聞購読料を前金払していたが、完納された際に作成すべき換収冊書が作成されていなかった。	
(注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	図書館
監査対象期間	平成29年9月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月21日、平成31年1月22日
監査の結果	

(指摘事項) なし	
(指導事項) 4件 (収入2、物品1、契約1)	
1) 直接収納の取扱方法については、財務規則第44条第2項関係運用通知に定められているが、現金収納の取扱方法に、次のとおり不備があった。	
①現金領収簿の葉紙に、その交付及び返還の年月日、使用者の職氏名、書損枚数、残枚数等を記載することとされているが、記載されていなかった。	
②書損の用紙は、斜線を引き書損と記載しなければならぬとされているが、書損と記載されていなかった。	
③使用しなくなった簿冊は、直ちに回収し、未使用の用紙にせん孔して保管することとされているが、せん孔されていなかった。	
2) 年度当初につり銭として留め置いた分の測定が遅延していた。	
3) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。	
①不明資料	
平成26年度 36点	
平成27年度 51点	
平成28年度 67点	
平成29年度 49点	
平成30年度 21点	合計 224点
②未返却資料	
平成26年度 41点 (55点)	
平成27年度 67点 (79点)	
平成28年度 86点 (116点)	
平成29年度 97点 (3,473点)	
平成30年度 2,184点 (93点)	合計 2,475点
※平成26年度から平成29年度の()内は、平成29年11月16日時点の未返却資料。	
平成30年度の()内は、未返却資料のうち返却期限が7月31日以前のもの(平成30年11月21日時点で3回目の月末督促の対象になったもの。)	
4) 長期継続契約の対象となる緊急地震速報情報提供業務委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。	
(注意事項) なし	

監査対象所属	美術館
監査対象期間	平成29年9月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月13日、平成31年1月23日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	博物館
監査対象期間	平成29年9月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月31日、12月14日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 3件 (給与1、収入1、契約1)

1) 博物館内に設置されたプリント機の利用料金収納において、利用枚数をカウントする機能が搭載されていることが認識されておらず、利用料金回収時に利用枚数と利用料金(現金)を突合することなく、調定回いが起案され、利用料金が収納されていた。

2) 児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了しているが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付を行っていないものがあった。

3) 長期継続契約の対象となる緊急地震速報情報提供業務委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。

(注意事項) 1件 (給与1)

監査対象所属	考古博物館(埋蔵文化財センター)
監査対象期間	平成29年9月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月14日、12月26日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (契約2)

1) 長期継続契約の対象となる緊急地震速報情報提供業務委託契約及び自家用電気工作物の保安管理業務委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていなかった。

2) 委託契約書について、次のとおり不備があった。

① 考古博物館及び風土記の丘研修センター清掃業務委託において、契約保証金を免除していたが、契約書には「山梨県財務規則第109条の2の規定に該当する場合は免除する」と記載されており、契約保証金の免除が明確にされていないかった。

② 一般陸運物の収集運搬及び処理業務委託において、契約解除に伴う違約金条項に、消費税及び地方消費税分を加算する内容が記載されていないかった。

(注意事項) なし

監査対象所属	文学館
監査対象期間	平成29年9月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月13日、平成31年1月23日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	北杜高等学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月21日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (財産1)

1) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。

(注意事項) 2件 (支出1、契約1)

監査対象所属	韮崎高等学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月19日、11月22日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) なし

(注意事項) 1件 (重点項目1)

監査対象所属	韮崎工業高等学校
監査対象期間	平成29年8月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月21日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	甲府第一高等学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月19日、11月15日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (財産1)

1) 行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあった。

(注意事項) 1件 (重点項目1)

監査対象所属	甲府西高等学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月21日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) なし

(注意事項) 3件 (重点事項1、給与1、財産1)

監査対象所属	甲府南高等学校
監査対象期間	平成29年8月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月21日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 3件 (重点事項1、給与1、支出1)	

監査対象所属	甲府東高等学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月23日、11月26日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (収入2)	

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 ①授業料
 ②行政財産使用料 平成30年度分 先数1件 613,800円
 6,160円
 2) 平成30年度の行政財産使用料について、監査日現在、測定されていないものがあった。
(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象所属	甲府工業高等学校
監査対象期間	平成29年8月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月11日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (財産1)	

1) 行政財産の使用許可において、使用料が改定されていたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告がされていないものがあった。
(注意事項) 3件 (重点事項1、給与1、支出1)

監査対象所属	甲府城西高等学校
監査対象期間	平成29年8月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	甲府昭和高等学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月23日、11月20日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	農林高等学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月24日、11月27日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (財産1)	

1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。
(注意事項) なし

監査対象所属	巨摩高等学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	白根高等学校
監査対象期間	平成29年9月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	増穂商業高等学校
監査対象期間	平成29年9月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (重点事項1)	

監査対象所属	市川高等学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月24日、11月29日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	峡南高等学校
監査対象期間	平成29年9月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月21日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (収入1、財産1)	

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

授業料 過年度分 先数 2件 77,800円
 2) 平成29年度行政財産使用料 (P T A購買) について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため、過大に徴収していた。年度内に還付 (払い出) すべきところ、事務が平成30年度になり、過年度支出となった。
(注意事項) なし

監査対象所属	身延高等学校
監査対象期間	平成29年9月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月21日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象所属	笛吹高等学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月1日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (契約1)
 1) 長期継続契約の対象となるガス警報器の賃借契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づき出納局長への協議が行われていなかった。
(注意事項) なし

監査対象所属	日川高等学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月25日、11月30日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (支出1)
 1) 学校説明会に係る会場借上料に要する経費の資金前渡において、財務規則第72条第2項に定める期日を超えて精算されていた。
(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象所属	山梨高等学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	塩山高等学校
監査対象期間	平成29年9月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月21日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 2件 (重点事項1、給与1)

監査対象所属	都留高等学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	上野原高等学校
監査対象期間	平成29年9月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月1日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (給与1、契約1)
 1) 通勤手当の認定事務に次の誤りがあった。
 ①高速道路の利用料金を、軽自動車のところ普通車として算定したため、過払いとなっているものがあつた。
 ②通勤届 (第1号様式) において、届出の理由が生じた日が未記入のまま認定されているものがあつた。
 ③通勤手当認定簿 (第2号様式) において、任命権者確認・決定欄に押印されていないものや決定事項欄が未記入のものがあつた。
 2) 長期継続契約の対象となるガス警報器の賃借契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づき出納局長への協議が行われていなかった。
(注意事項) 2件 (重点事項1、契約1)

監査対象所属	都留興譲館高等学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月1日、12月26日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象所属	吉田高等学校
監査対象期間	平成29年9月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (支出1)
 1) はがきの購入について、支出科目を役務費 (通信運搬費) とすべきところ需用費 (消耗品費) で支出していたものがあつた。
(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象所属	富士北陵高等学校
監査対象期間	平成29年9月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月11日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (重点事項1)	

監査対象所属	富士河口湖高等学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月25日、平成31年1月21日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (重点事項1)	

監査対象所属	中央高等学校
監査対象期間	平成29年9月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月26日、平成30年12月20日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (財産1)	
1) 特別高圧電力線の線下敷に係る行政財産使用料の算定において、当該土地の1平方メートル当たりの価格(1円未満切り捨て)を算出後に阻害率を乗じるべきところ、公有財産台帳の土地総額に阻害率を乗じて1平方メートル当たりの価格を算出したため、使用料が過少となっていた。	
(注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象所属	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	平成29年9月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (重点事項1)	

監査対象所属	盲学校
監査対象期間	平成29年9月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	ろう学校
監査対象期間	平成29年9月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	甲府支援学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月26日、12月20日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	あけぼの支援学校
監査対象期間	平成29年9月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	わかば支援学校
監査対象期間	平成29年8月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (支出1)	
1) 有料道路使用料の前渡資金精算後の戻入金について、速やかに返納すべきところ、納期限後の取納となっていた。	
(注意事項) 1件 (重点事項1)	

監査対象所属	やまびこ支援学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月30日、12月25日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (物品1)	
1) 教育用のデスクトップパソコンを平成30年3月に13台購入していたが、そのうち3台については、監査日現在において未使用のまま保管されていた。	
(注意事項) 2件 (重点事項1、物品1)	

監査対象所属	富士見支援学校
監査対象期間	平成29年10月～平成30年7月
監査実施日	平成30年10月30日、12月25日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (給与1)	

1) 平成30年1月5日会計課より更正のあった、給与改定(期末勤勉手当)に伴う標準費与額の届出を失念していたためそれらの額が雑部金に滞留していた。
(注意事項) 2件(給与1、契約1)

監査対象所属	ふじぐら支援学校
監査対象期間	平成29年11月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	かえで支援学校
監査対象期間	平成29年8月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	高等支援学校桃花台学園
監査対象期間	平成29年8月～平成30年10月
監査実施日	平成31年1月7日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 4件(給与2、支出1、契約1)
 1) 代替職員の現金支給に係る給与と資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。
 2) 雑部金処理において、社会保険の手続遅延により、平成29年度追給分に係る社会保険料支払分が、雑部金に滞留したことなどから、雑部金に余剰金が生じていた。
 3) 固定電話料金に要する経費について、平成29年6月から翌年2月分までの支払金額を見込払で資金前渡ししていたが、財務規則第72条に定める期日までに精算されていなかった。
 4) 委託販売契約書において、委託期間開始日が、契約締結日より以前の日付となっていた。
(注意事項) なし

監査対象所属	甲府警察署
監査対象期間	平成29年8月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	南甲府警察署
監査対象期間	平成29年10月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月5日、12月14日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 2件(重点事項1、支出1)	

監査対象所属 南アローズ警察署
 監査対象期間 平成29年8月～平成30年9月
 監査実施日 平成30年12月18日
 監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件(収入1)
 1) 平成29年度に測定した宿舍入居料について、入居料基準額が相違していたため、平成30年度に過誤納還付金として過年度支出されていたものがあった。
(注意事項) なし

監査対象所属	韭崎警察署
監査対象期間	平成29年10月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月7日、12月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	北杜警察署
監査対象期間	平成29年8月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属 観沢警察署
 監査対象期間 平成29年10月～平成30年9月
 監査実施日 平成30年12月18日
 監査の結果
(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件(重点事項1)

監査対象所属	南部警察署
監査対象期間	平成29年8月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月18日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	笛吹警察署
監査対象期間	平成29年10月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月8日、12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	日下部警察署
監査対象期間	平成29年8月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月18日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	富士吉田警察署
監査対象期間	平成29年10月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月18日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 3件(支出2、契約1)

- 1) 河口湖等水上安全保安区域域標識保守管理業務委託について、河口湖における保守点検回数の相違により、支出負担行為の限度額の記載に誤りがあった。また、委託契約書の保守点検回数が正確に記載されていなかった。
- 2) プロパンガス燃料単価契約に含まれている警報器リース料の支出科目について、使用料及び賃借料とすべきところ需用費(燃料費)として支出されていた。
- 3) 長期継続契約の対象となるガス警報器の借入れに係る契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づき出納局長への協議が行われていなかった。

(注意事項) なし

監査対象所属	大月警察署
監査対象期間	平成29年10月～平成30年8月
監査実施日	平成30年11月9日、12月25日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	上野原警察署
監査対象期間	平成29年8月～平成30年9月
監査実施日	平成30年12月18日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

第2 平成30年度定例監査重点事項実施結果

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行する定例監査を効果的に行うため、次のとおり重点的に監査を行う事項を定め実施した。

1 監査のテーマと目的

(1) 監査のテーマ

郵便切手類に係る事務処理は、適切に行われているか。

(2) 監査の目的

多くの所属で使用している郵便切手、はがき、収入印紙、収入証紙等の郵便切手類については、山梨県財務規則第243条の規定により、郵便切手類受払簿(以下「受払簿」という。)を備え、所要の事項を記載しなければならぬとされているが、平成29年度の定例監査において、受払簿の未作成や記載誤りなど、21件の不適切な事務処理があった。

また、必要以上に郵便切手類を購入し次年度に繰り越している事例や使用予定のない郵便切手類を長期間保管している事例なども見られた。

郵便切手類は、換金性が高く、不正使用や盗難等のリスクも高いことから、事務の適正な執行を確保し、そのリスクを低減する必要がある。

こうした中、平成29年6月の地方自治法の一部改正により、知事は、財務に関する事務等について、適正な管理及び執行を確保するための方針を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならないと、いわゆる「内部統制」について規定され、平成31年度中に、事務上のリスクを評価・コントロールする体制を構築することが求められている。

こうしたことから、郵便切手類に係る事務処理が適切に行われているか監査し、もって内部統制体制の整備に寄与することとする。

2 監査の実施状況

(1) 監査の実施期間

平成30年4月19日から平成31年1月29日

(2) 監査の着眼点

- ① 郵便切手類の購入及び使用は適切か。
- ② 郵便切手類の管理は適切か。

(3) 実施方法

平成29年度に郵便切手類の受払事務を行った所属に対して、事前に重点事項調書の提出を求め、定例監査時に、重点事項確認票により実施状況を確認した。

(4) 監査対象機関等

① 監査対象機関
知事部局、教育委員会、警察本部、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局、企業局

② 監査対象所属数
本庁 125所属（うち該当所属 57所属）
出先機関 135所属（うち該当所属 131所属）
合計 260所属（うち該当所属 188所属）

③ 監査対象事務
平成29年度に行った郵便切手類の受払事務

3 監査の結果

(1) 郵便切手類の受払いの状況について

平成28年度から平成29年度へ繰り越された郵便切手類は1,129万円余であり、平成29年度は2,775万円余を受け入れ、2,847万円余を払い出し、残りの1,057万円余が平成30年度へ繰り越されている。

（単位：円）

区分	平成28年度受払実績			平成29年度受払実績			繰越の増減率	
	受高累計 (a)	払高累計 (b)	次年度繰越 (c=a-b)	受高 (d)	受高累計 (e=c+d)	払高累計 (f)	次年度繰越 (g=e-f)	増減率 (g-c)
切手	38,543,439	29,965,109	8,578,330	24,810,420	33,388,750	25,379,760	8,008,990	93%
はがき	1,906,972	1,731,813	175,159	798,488	973,647	816,706	156,941	90%
収入印紙	3,923,650	1,679,900	2,243,750	1,649,600	3,893,350	1,853,250	2,040,100	91%
収入証紙	551,180	319,580	231,600	320,480	552,080	316,980	235,100	102%
その他	131,050	66,630	64,420	179,010	243,430	106,170	137,260	213%
合計	45,056,291	33,763,032	11,293,259	27,757,998	39,051,257	28,472,866	10,578,391	94%

なお、平成30年度へ繰り越された郵便切手類のうち、平成28年度及び平成29年度の同年度において使用されていないものが、次のとおり確認された。

- ・切手 11所属 合計 47,214円
- ・はがき 16所属 合計 25,210円
- ・収入印紙 7所属 合計 677,550円

(2) 郵便切手類に係る事務処理について

郵便切手類に係る事務処理は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善を要するものが認められた。

- ① 受払簿への登載を省略できないものが、受払簿に登載されていないもの。
・郵便切手類（郵便切手、収入印紙、収入証紙、はがき（料額印面の付いたものに限る。）等）については、財務規則第246条関係運用通知により、受払簿への登載を省略することができものを除き、受払簿に登載することとされているが、購入即払い出しをした切手やはがきの受払いが登載されていないものがあつた。
・レターパックが受払簿に登載されていないものがあつた。
・未発送の印刷済み年賀はがきが保管されていたが、残高が受払簿に記載されていないものがあつた。
- ② 書き損じのはがきが廃棄されていたもの。
- ③ 監査日時点の現物の残枚数と受払簿の残枚数が一致していないもの。
・印紙の払高に誤りがあり、監査日現在における受払簿の残高が現物の有高と相違していた。
- ④ 受払簿の備考欄に購入先、使用先が記載されていないもの。
・備考欄に購入先及び使用先を簡略に記載すべきところ、記載されていないものや、用途や目的が記載されているものがあつた。
- ⑤ 受払簿の月計や累計の記載に誤りがあるもの。
・受払簿の計算式の誤りなどにより、月計や累計の枚数、金額の記載に誤りがあつた。
- ⑥ 受払簿に物品取扱者が記載されていないもの。
・受払簿には物品取扱者を記載することとされているが、記載されていないものがあつた。
- ⑦ 受払簿が種別ごとに記載されていないもの。
・52円の欄に切手とはがきの両方が記載されており、切手とはがきの枚数の確認が困難となっていたものがあつた。
・はがきが複数種類あつたが、券面金額が記載されていないものがあつた。

第3 平成30年度の定例監査の実施状況

平成30年度の定例監査の実施状況は、上期公表分(平成30年11月29日発行(山梨県公報号外第50号))と今回の結果を合わせ、下表のとおりである。

1 定例監査箇所一覧表

平成30年度の定例監査対象箇所数は、260所属で、前年度から1所属減少した。

監査箇所	本庁	かみ	その他の機関	計
総合政策部	6	2		8
県民生活部	7	8		15
リニア交通局	2	1		3
総務部	8	2		10
防災局	2	1		3
福祉保健部	9	18		27
森林環境部	8	5		13
エネルギー局	1			1
産業労働部	7	6		13
観光部	4		1	5
農政部	9	12		21
県土整備部	15	13		28
出納局	3			3
企業局	2	4		6
教育委員会	9	49	1	59
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	29	12		41
合 計	125	133	2	260

※参考 平成29年度監査箇所数

監査箇所	本庁	かみ	その他の機関	計
合 計	126	133	2	261

2 監査の結果

平成30年度の定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項ごとの区分の集計は、下表のとおりである。

区分	平成30年度実施分 A					平成29年度実施分 B					合計
	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	
指摘事項				2		1					3
指導事項		63	18	21	12	29	19	1	8	2	173
注意事項		7	10	23	5	5	21	3	57	1	132
合 計	0	70	28	46	17	35	40	4	65	3	308

区分	平成30年度と平成29年度との対比 (A-B)					合計
	予算	収入	支出	給与	物品	
指摘事項		4				4
指導事項		69	13	31	22	27
注意事項		7	5	16	19	6
合 計	0	80	18	47	41	33

区分	平成30年度と平成29年度との対比 (A-B)					合計
	収入	支出	給与	物品	財産	
指摘事項	▲4		2		1	▲1
指導事項	▲6	5	▲10	▲10	2	▲9
注意事項	0	5	7	▲14	▲1	43
合 計	▲10	10	▲1	▲24	2	33

第4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

なお、意見の内容については、必要があると認められるときは、監査対象機関等に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

1 重点事項に関する意見

(1) 郵便切手類の受払い及び管理に係る事務処理について

① 未発送の印刷済み年賀はがきの残高が受払簿に記載されていないものがあったが、手数料を支払うことで、はがきや切手に交換することができるものであり、受払簿に記載されていないことによる管理上のリスクが懸念されることから、組織的な管理が行われるよう留意されたい。

② 財務規則第168号様式の注意書きにおいて、備考欄には購入先及び使用先を簡略に記載することとされているが、購入先及び使用先の記載漏れや記載誤りが51所属（該当所属の27.1%）において確認された。

また、財務規則第246条及び運用通知により受払簿への記載の省略が認められていないものについて、受払簿に記載されていないものがあった。

これまでの定例監査においても同様の誤りが指摘されていることから、受払簿への記載が適切に行われるよう事務処理の改善に取り組まされたい。

③ 受払簿は、月ごとに繰り越した郵便切手類の枚数及び金額並びに月計、累計並びに翌月へ繰り越す郵便切手類の枚数及び金額を記載することとされているが、月計や累計の枚数は正しく管理されていても金額の記載に誤りがあるものなど、25所属においてこれらの記載に誤りが確認された。月末には枚数及び残高の確認を行うとともに、グループウェアキャビネットに登録（平成30年6月）されているエクセルファイルの様式を活用するなど、効率的かつ効果的な管理に取り組まされたい。

④ 郵便切手類は、物品取扱者又は物品取扱者が指定する物品取扱補助者が管理することとされているが、受払簿の様式においては物品取扱者を記載することとされており、郵便切手類の管理を物品取扱補助者が行っている場合において、物品取扱補助者が明らかにされていないものがあった。（一部の所属においては、物品取扱者の記載とともに、物品取扱補助者も記載して、管理責任の所在を明確にしている所属もあった。）物品取扱補助者が管理している場合には、物品取扱補助者が受払簿に記載されるよう、様式の見直しなどを制度所管課において検討されたい。

(2) 郵便切手類の取扱い及び翌年度への繰り越しについて

① 一か月分の料金を翌月に一括払いできる後納郵便の活用を図ったことにより、郵便切手の取扱いを大幅に減らした所属があった一方で、年間100万円を超える郵便切手を使用している後納郵便を活用していない所属があっ

た。後納郵便を活用することで、切手の貼付や管理事務を軽減できるほか、盗難や紛失等のリスク回避が図られることから、事務処理の改善に向けて検討されたい。

② 郵便切手については、165所属で800万円余が平成30年度へ繰り越されており、そのうち42所属（25.5%）において、平成29年度の払高を上回る残高が翌年度へ繰り越されていた。その中には長期間使用されていないものも含まれていたことから、各所属においては、郵便物に切手を貼らず窓口で郵便料金が相当する郵便切手を納付する料金別納郵便、必要な券面金額の切手への交換、はがきから切手への交換などを検討するとともに、制度所管課においては、郵便切手類を他所属へ保管転換する場合の事務手続を関係所属へ周知するなど、翌年度への繰越額が過大とならないよう取組を進められたい。

2 総合的な意見

今回の監査で明らかとなった不適切な事務処理については、これまでの監査で指摘されている内容と類似したものも多いことから、2020年度からの地方自治法の規定に基づく内部統制の整備、運用及び評価の実施に向けて、これまでの監査等で明らかとなった指摘事項等を踏まえ、事務処理上のリスクの分析と評価、事務事業の実施体制や規程の見直しなど、内部統制の整備及び運用に適切に取り組み、事務事業が経済的、効率的かつ効果的に行われるよう努められたい。

平成30年度 財政的援助団体等監査実施結果

1 監査対象団体及び監査の着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに関する監査の実施に当たり、共通する着眼点、監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

(1) 共通する着眼点

出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証拠書類等と符合しているか。

(2) 監査対象団体及び主な着眼点

ア 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（以下「出資団体」という。）

- ・ 出資の目的に沿って適切かつ効率的に事業が行われているか。
- ・ 会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。

・ 経営成績及び財政状況は、良好か。

イ 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）

・ 補助金等の条件に従って、適切かつ効率的に事業が行われているか。

・ 補助金等の目的以外に支出し、又は他に流用していないか。

・ 補助金等の目的が達成されているか。

ウ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設管理団体」という。）

- ・ 公の施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って、適切かつ効率的に管理が行われているか。
- ・ 委託料の受領その他の会計経理は、適正に行われているか。

・ 経営成績及び財政状況は、良好か。

・ 経営成績及び財政状況は、良好か。

2 監査実施団体

監査対象団体の中から、次の17団体を選定し監査を実施した。

(1) 出資団体（9団体）

山梨県土地開発公社

公益財団法人 やまなし環境財団

公益財団法人 小佐野記念財団

公益財団法人 山梨県農業振興公社

山梨県道路公社

公益財団法人 山梨県下水道公社

公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター

株式会社 清里の森管理公社

公益財団法人 やまなし産業支援機構

(2) 補助金等交付団体（2団体）

富士急山梨バス 株式会社 【山梨県バス運行対策費補助金】

一般社団法人 山梨県バス協会 【山梨県運輸振興事業費補助金】

(3) 公の施設管理団体（6団体）

フジネット共同事業体 【山梨県立富士山世界遺産センター】

社会福祉法人 山梨ライオンハウス 【山梨県立青い鳥老人ホーム】

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 【山梨県立介護実習舎及センター】

社会福祉法人 山梨県障害者援護協会

【山梨県立あさひウオークホーム、山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮】

山梨県職業能力開発協会 【山梨県立中小企業人材開発センター】
きらっとやまなし共同事業体 【山梨県立図書館】

3 監査対象期間

平成29年度

4 監査実施期間

平成30年9月11日～平成30年12月19日

5 監査の方法

監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

6 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

7 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。

また、監査実施団体及び所管部局に対しては、文書で通知のうえ、処理状況について回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知する。

8 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

(1) 指摘事項 2件

(2) 指導事項 44件

(3) 注意事項 22件

(3) 注意事項 22件

9 監査実施団体ごとの監査の結果

別紙1のとおりである。

10 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

なお、意見の内容については、必要があると認められるときは、監査実施団体及び所管部局に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

(1) 監査実施団体への意見

別紙2のとおりである。

(2) 総合的な意見
 指定管理者制度を導入している施設において、基本協定書及び管理運営業務仕様書と実態が相違しているもの、管理運営業務仕様書に記載すべき事項が記載されていないものが見受けられた。指定管理者が管理する施設の所管課においては、こうした点について、指定管理の更新に合わせて見直しを行われない。

また、各団体の所管課においては、他の団体の監査結果にも十分留意し、事務処理の適正化に向け、引き続き必要な指導・助言に努められたい。

別紙1

監査対象団体	山梨県土地開発公社	
所管部(局)課	総合政策部 地域創生・人口対策課	
監査実施日	平成30年10月3日	11月27日
事業の概要	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。 (1) 公有地取得事業 県、市町村からの委託を受けて公用施設及び公共施設などの用地の取得、造成、管理及び処分を行う。 (2) 土地造成事業 県、市町村の計画に基づき、工業団地等の土地の取得、造成、管理及び処分を行う。	
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率100.0%) [補助金] 山梨県土地開発公社債務処理対策補助金 230,458,000円 [貸付金] 山梨県土地開発公社債務処理対策貸付金 7,636,584,000円 [債務保証] 山梨県土地開発公社債務処理対策費 7,380,904,000円	
監査の結果	[指摘事項] なし [指導事項] なし 1 公社が備えるべき帳簿として会計規程第5条に規定されている「前払金、概算払及び前渡金整理簿」が、作成されていないかった。 2 長期未収金(破産債権)が次のとおり認められた。(決算日現在) 山梨ビジネススペース売却代未収金 511,178,450円 3 山梨ビジネススペース内の調整池(土地)について、平成12年度に完成土地等の販売対象から除外し、現状、公社の保有資産となっているが、固定資産原簿への登録など資産としての管理が行われていなかった。 <注意事項> なし	

監査対象団体	公益財団法人 やまなし環境財団	
所管部(局)課	森林環境部 森林環境総務課	
監査実施日	平成30年10月25日	
事業の概要	環境に関する普及啓発活動を行い、環境保全に向けた県民の意識の醸成を図るとともに、民間団体の環境保全活動を積極的に支援し、もって山梨県の環境保全活動の推進に資することを目的とする。 (1) 環境に関する研究活動及び地域に根ざした環境保全のための実践活動に対する表彰 (2) 環境に関する普及啓発活動 (3) 民間団体による環境保全活動への支援 (4) 環境教育のための事業 (5) その他法人の目的を達成するために必要な事業	
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率99.2%)	479,000,000円
監査の結果	[指摘事項] なし [指導事項] なし 1 郵便便手について、平成29年度末の残高が貸借対照表に資産計上されていなかった。 2 会計処理規程第8条に「本財団の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する」と定められているが、当財団が会計処理で使用している勘定科目について、別途定められていなかった。 <注意事項> なし	

監査対象団体 所管部 (局) 課	公益財団法人 小佐野記念財団 観光部 国際観光交流課
監査実施日	平成30年9月26日
事業の概要	文化やスポーツなどの国際交流活動等により、山梨県の国際化の推進を図り、もって世界に開かれ、文化的で活力にあふれた、ふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。 (1) 国際交流等の目的をもって行う人物の派遣及び呼び並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助 (2) 国際交流等を目的とする催しの実施並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助 (3) 国際交流等を行うために必要な資料の作成、収集、交換及び頒布 (4) 上記のほか、法人の目的を達成するため必要な事業
財政的援助等の内容	【出資金】 (出捐率100.0%) 300,000,000円
監査の結果	【指摘事項】 なし 【指導事項】 1 貸借対照表の正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものとされているが、平成29年度決算において記載されていなかった。 2 決算時に作成する財務諸表として事務処理規程第33条に規定されている「収支決算書」が、作成されていなかった。 <注意事項> 2件

監査対象団体 所管部 (局) 課	公益財団法人 山梨県農業振興公社 農政部 農業技術課 担い手・農地対策室
監査実施日	平成30年9月18日、20日 11月15日
事業の概要	本県農業・農村の持続的発展のため、農業経営の基盤強化、農地の有効利用、将来を担う優れた農業者の確保育成、農産物のブランド化等による産地育成、その他地域農業構造の改善及び農業・農村の活性化、土地改良事業等の業務受託に関する事業 (1) 農業経営の基盤強化と農地の有効利用に関する事業であって、次に掲げるもの 農地中間管理に関する事業 農地売買等に関する事業 農用地等の整備に関する事業 農業構造の改善及び農村環境の整備並びに農村の活性化等に関する事業 土地改良事業及び耕作放棄地再生活用事業等の業務受託に関する事業 (2) 将来を担う優れた農業者の育成・確保に関する事業であって、次に掲げるもの 青年農業者等担い手の確保育成に関する事業 就農希望者に対する就農相談活動に関する事業 就農支援資金の貸付等に関する事業 (3) 農産物のブランド化等による産地育成に関する事業であって、次に掲げるもの 農産物奨励品種等の種苗の増殖、供給に関する事業 (4) 農業・農村の活性化に関する調査等の受託に関する事業であって、次に掲げるもの 中央新幹線の構造物による農作物への影響調査の業務受託に関する事業 (5) その他公社の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内容	【出資金】 (出捐率 68.6%) 451,500,000円 【補助金】 山梨県農地集積・集約化対策事業費補助金 64,745,511円 山梨県就農支援センター事業費補助金 7,166,258円 山梨県奨励品種等種苗供給対策事業費補助金 4,313,000円 山梨県土地改良事業等補助金 2,748,600円

監査の結果	【指摘事項】 なし 【指導事項】 1 正味財産増減計算書内訳表の他会計振替額(公益目的事業会計、法人会計)に誤りがあり訂正しているが、振替伝票、総勘定元帳の訂正がされていなかったため、正味財産増減計算書内訳表と振替伝票、総勘定元帳の金額が相違していた。 2 山梨県農地集積・集約化対策事業費補助金の補助対象事業である農地中間管理機構事業及び山梨県奨励品種等種苗供給対策事業費補助金の補助対象事業である奨励品種事業において、事業費補助金の実績額を概算払額と一致若しくは概算払額以上にするため、事業会計区分間で誤った費用の振替処理をしていた。その結果、正味財産増減計算書内訳表の各会計区分の損益が正しく計上されていなかった。 3 収益事業会計において、人件費を勤務実績で按分すべきところ、想定上の理論値(従事割合)で按分し振替処理をしていた。また、期末において、法人会計から収益事業会計に属した費用の振替処理をしているものがあつた。その結果、正味財産増減計算書内訳表の損益が正しく計上されていなかった。 4 外部出資金について、公益財団法人全国農地保有合理化協会に債務保証事業に係る出資金を出資しているが、発行されている出資証券が保管されていなかった。 5 その他未収金については、労働保険の概算払いと確定額の差額であるが、法定福利費と相殺されていなかった。 6 指定正味財産から一般正味財産への振替額のうち、機構借受農地整備事業補助金、果樹経営支援対策事業補助金及び強化基金受取利息の金額について、正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部の「一般正味財産への振替額」の金額が、総勘定元帳の「一般正味財産への振替額」の金額と一致せず、相違していた。 7 長期未収金が、次のとおり認められた。(決算日現在) 就農支援資金貸付金 先取3件 3,403,500円 <注意事項> 8件
監査対象団体 所管部 (局) 課	山梨県道路公社 県土整備部 道路整備課
監査実施日	平成30年11月5日 12月19日
事業の概要	山梨県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することのできる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。 (1) 有料道路事業 富士山有料道路(富士スバルライン)及び雁坂トンネル有料道路の料金徴収業務及び道路・周辺設備の維持管理等 (2) 駐車場事業 道路の占用の許可を受け、新山梨環状道路高架下の「田富高架下駐車場」及び「川井川駐車場」並びに国道411号城東大橋高架下の「城東大橋駐車場」の管理・運営 (3) 受託事業 一般県道富士河口湖富士線の除雪業務の受託、国道140号の維持管理業務及び維持修繕業務の受託
財政的援助等の内容	【出資金】 (出資率50.0%) 612,500,000円 【貸付金】 山梨県道路公社経営支援貸付金 966,756,000円 【指摘事項】 なし

<p>【指導事項】</p> <p>1 除雪業務委託について、委託料は作業実績に単価を乗じて算出した請求金額に基づき支払っているが、委託契約書において、委託料総額は表示されていたものの、作業項目別の単価が記載されておらず、委託料の請求金額の算定方法が明確になっていなかった。</p> <p>2 6月支給の期末・勤勉手当について、支給対象期間は12月1日から5月31日の6か月であり、3月末決算のため支給総額の6か月分のうち4か月分を費与引当金として計上する必要があるが、計上されていなかった。</p> <p>3 消費税の申告において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 大沢休憩舎の賃借料について、建物の賃借料が含まれているにも関わらず、全額非課税売上としていた。</p> <p>(2) 富士山有料道路沿線修景緑化・沿線清掃・森林看守業務委託契約について、課税仕入とすべきところ、不課税仕入としていた。それに伴い、消費税も過大申告となっていた。</p> <p>4 会計規程第72条の24に、本章に規定のない契約に関する事項については、山梨県財務規則、その他山梨県の契約関係の規則及び規程の例によると定められているが、雁坂トンネル有料道路トイレ他清掃業務委託契約書において、契約保証金を免除しているにも関わらず、違約金条項が設けられていなかった。</p> <p><注意事項> 5件</p>
--

<p>監査対象団体 山梨県 山梨県 下水道公社</p> <p>所管部 (局) 課 県土整備部 都市計画課 下水道室</p> <p>平成30年10月16日 12月17日</p> <p>事業の概要 下水道技術の調査研究、下水道知識の普及啓発、下水道施設の管理運営並びに下水道排水設備工事責任技術者の認定等を行い、もって県及び市町村の下水道行政の推進と県民の健康で文化的な生活に寄与し、公衆衛生の向上及び環境保全に資することを目的とする。</p> <p>(1) 下水道技術の調査研究 (2) 下水道知識の普及啓発 (3) 流域下水道施設の維持管理事業及び当該事業の関連事業 (4) 下水道排水設備工事責任技術者の認定、登録等 (5) その他法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>財政的援助等の内容 【出損益】 (出損率 50.0%) 37,000,000円</p> <p>監査の結果 【指摘事項】 なし 【指導事項】 財務規程第21条第1項に「科目毎に勘定表を付して毎月末日に当該月の取引の合計額及び累計残高を記載しなければならぬ」と定められているが、自主事業である公共下水道水質測定受託事業他3事業について、年間の支出予算整理簿は作成されていたが、科目毎に毎月の取引の合計額及び累計残高が記載された帳票（執行状況）が作成されていなかった。</p> <p><注意事項> 1件</p>

<p>監査対象団体 山梨県 山梨県 暴力団放逐運動推進センター</p> <p>所管部 (局) 課 警察本部 組織犯罪対策課</p> <p>平成30年9月11日</p> <p>事業の概要 暴力団員による不当な行為を予防するための広報、支援等の活動を推進するとともに、暴力団員による不当な行為についての相談、被害者の救済等の事業を行うことにより、社会全体の暴力排除意識の高揚並びに暴力団員による不当な行為等の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報及び啓発事業</p>

<p>(2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を支援する事業</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為に関する県民からの電話相談及び面接相談事業</p> <p>(4) 暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止する事業</p> <p>(5) 少年を暴力団から守る事業</p> <p>(6) 暴力団から離脱する意志を有する者に対する援助事業</p> <p>(7) 山梨県公安委員会の委託を受けて、事業所等の不当要求防止責任者に対し、不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習事業</p> <p>(8) 不当要求情報管理機関の事業を援助する事業</p> <p>(9) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して、見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援事業</p> <p>(10) 少年指導委員に対し、少年を暴力団から守るための活動に必要な研修事業</p> <p>(11) 暴力団員による不当な行為の予防に関する相談及び暴力団監視事業</p> <p>(12) その他法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>【出損益】 (出損率 50.5%) 300,000,000円</p> <p>財政的援助等の内容 【指摘事項】 なし 【指導事項】 1 印章管理規程第8条に、印章を使用するときは、印章使用簿に所定の事項を記載しておくかなければならないと定められているが、記載されていなかった。また、印章登録台帳において、管理責任者を「専務理事」と記載すべきところ「事務局長」と記載され、管理代行者を「事務局長」と記載すべきところ記載されていなかった。</p> <p>2 不当要求防止責任者講習会に係る部外講師の謝金と併せて支払った旅費について、所得税の源泉徴収がされていなかった。</p> <p><注意事項> なし</p>
--

<p>監査対象団体 山梨県 山梨県 清理の森管理公社</p> <p>所管部 (局) 課 森林環境部 具有林課</p> <p>平成30年9月12日 11月1日</p> <p>事業の概要 山梨県が地域振興のため実施する県有林野高産活用事業の主旨に沿い、保健休養施設「清里の森」の管理経営を行うため、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 県有施設の管理及び経営受託 (2) 別荘等の管理受託 (3) 不動産の斡旋及び仲介 (4) 広告、宣伝業務 (5) 料理飲食業の経営 (6) 観光土産品、地域特産品の製造及び販売 (7) 煙草、酒類、食料品及び日用雑貨品の販売 (8) 損害保険の代理 (9) その他、会社の目的を達成するために必要な業務</p> <p>【出損益】 (出損率 45.0%) 4,500,000円</p> <p>財政的援助等の内容 【指摘事項】 1 前回監査において、貸倒引当金については、個別注記表において、「法人税法の規定による繰入率によるほか、債権の内容を検討して計上している」とあるが、未収入金に比べ貸し倒れの可能性が高い長期未収入金の貸倒引当金についても、未収入金の貸倒引当金と同様に法人税法の規定による繰入率（未収入金の1000分の6）によって計上しており、債権の内容を検討した計上が行われていなかったことから指導事項とした。</p>
--

今回の監査においても、通常の未収入金に比べ貸し入れの可能性が高い長期未収入金に対する貸倒引当金（回収不能見込額）について、通常の未収入金に対する貸倒引当金と同様に、法人税法の規定による繰入率（1000分の6）によって計上され、債権の内容を検討した計上が行われておらず、前回の指導事項が改善されていなかった。
2 前回監査において、財務規程に、企業会計原則に基づき財政状況及び経営成績を明らかにするとされ、流動負債に未払消費税の勘定科目が設定されているにもかかわらず、平成25年度の確定消費税について未払計上されなかったことから指導事項とした。
今回の監査においても、税込経理方式を適用してきている消費税について、適正な財政状態及び経営成績の開示の観点から、企業会計原則に従い、発生した年度の費用として未払計上すべきであるが、現状では、納税申告書が提出された日の属する年度に費用計上しているため、平成29年度分の確定消費税1,380,200円が、平成29年度の決算において未払金として貸借対照表に計上されておらず、前回の指導事項が改善されていなかった。
〔指導事項〕
1 平成28年度以前の未収入金が次のとおり認められた。（決算日現在）
共益費 3,838,086円
受託業務料 2,840円
合計 3,840,926円
2 財務規程第15条に「毎日の収入金は、原則として当日中に指定する銀行に預け入れられるものとし、これを繰り替えて支払に使用してはならない」と定められているが、当日中に銀行に預け入れられていないものがあつた。
〔注意事項〕 なし

監査対象団体	公益財団法人 やまなし産業支援機構
所管部(局)課	産業労働部 産業政策課
監査実施日	平成30年10月9日、10日 11月20日
事業の概要	県内中小企業等の経営基盤強化、経営の革新、創業の促進、技術の高度化、科学技術の振興、国際化への対応等を総合的に支援する事業とともに、公の施設の管理運営及び交流促進に関する事業を行い、もって山梨県の産業経済の発展に寄与することを目的とする。
	(1) 中小企業の経営の革新、創業の促進、経営資源確保、事業承継、事業転換、企業再生等の総合的支援事業
	(2) 下請企業の経営基盤の強化事業
	(3) 県内外の中小企業支援機関と連携して行う、産学官金連携等の支援事業
	(4) 中小企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備投資の支援
	(5) 科学技術・産業技術・先端技術等の研究開発及び普及等の支援事業
	(6) 知的財産の創造、保護及び活用等の支援事業
	(7) 中小企業の労働力確保、雇用機会の創出、教育訓練の充実等の支援事業
	(8) 中小企業の情報化の促進、情報処理に関する知識・技能の向上等の支援事業
	(9) 中小企業の国際化の支援事業
	(10) 企業立地の促進、産業集積の形成及び地域の活性化等の支援事業
	(11) 公の施設の管理運営事業
	(12) その他法人の公益目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内容	<p>〔出資金〕(出捐率40.0%) 173,800,000円</p> <p>〔補助金〕 中小企業支援基盤整備事業費補助金 86,947,729円</p> <p>小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金 20,429,000円</p> <p>山梨県医工連携医療機器等開発支援事業費補助金 18,331,524円</p> <p>やまなし燃料電池ペレール創出推進事業費補助金 9,266,925円</p> <p>県単独中小企業設備貸与事業円滑化補助金 5,938,000円</p> <p>山梨県海外展示会出展支援事業費補助金 3,399,092円</p> <p>山梨県・タイ王国経済連携推進事業費補助金 721,354円</p>

監査の結果	<p>山梨県・中国経済連携推進事業費補助金 665,820円</p> <p>小規模企業者等設備導入資金貸付金 3,418,986,500円</p> <p>高度化資金貸付金（山梨みらい工房）造成資金貸付金 1,500,000,000円</p> <p>県単独中小企業設備貸与資金貸付金 530,882,500円</p> <p>〔損失補償〕小規模企業者等設備導入資金貸付事業 454,570,000円</p> <p>県単独中小企業設備貸与資金貸付事業 559,152,000円</p> <p>＜公の施設管理＞山梨県立産業展示交流館アインッセ山梨 559,152,000円</p> <p>指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日</p> <p>指定管理料（平成29年度） 0円</p> <p>（県に対する納付金12,500,000円）</p>
〔指摘事項〕	なし
〔指導事項〕	<p>1 会計規程第3条に「会計は、定款に定める経理区分に従い、それぞれ区分経理するものとする」と定められているが、定款に経理区分について規定されていなかった。</p> <p>2 産業展示交流館アインッセ山梨の指定管理業務における郵便切手の期末残高が、貸借対照表に資産計上されていなかった。</p> <p>3 未収消費税について、消費税申告期限間に仕入税額控除算入漏れが判明し、消費税の申告書は訂正したが、決算書において、未収消費税が計上不足となっていた。</p> <p>4 貸与引当金に対する未払社会保険料について、未払費用として計上されていなかった。</p> <p>5 貸倒引当金を計上するに当たり、貸出時には正常先であっても、現時点では債務超過か否かの形式的判断ができなことから、延滞がなくても貸出先から決算書を手差し、債務者の区分を検討すべきであるが、されていなかった。</p> <p>6 設備貸与事業に係る連約金徴収取扱手順書によると、「設備貸与（リース）料の口歴引落しについて」により延滞額を請求し、請求後には延滞先へ延滞額請求に関わる連絡をし、入金確認後に、「設備貸与（リース）料の口歴引落しについて」に連絡した日時や相手及び内容を記録し証拠として残すこととされているが、その記録がされていないものがあつた。また、連約金請求後には延滞先に連絡を行うとともに、連絡した日時及び相手等を底記しておくこととされているが、請求した書類に底記がされていないものがあつた。</p> <p>7 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金交付要綱において、補助金の額は補助対象経費（貸倒れに備える資金）のうち知事が必要かつ適当と認める額とするのみで、具体的な補助金の額の算定方法が明確にされていないため、補助金の額は、過去5年平均の貸倒実績率の2分の1の割合等に基づいて算定されているが、貸倒実績率の2分の1の割合の計算要素である「みなし保険金受取額（支援機轉債売却額の2分の1）」は、当該事業の全ての債権の償却額の2分の1としているのに対し、そこから控除する償却後債権回収額の2分の1は、当該事業の全ての債権の償却済債権回収額の2分の1ではなく、平成15年に停止した機械類信用保険の対象である債権に係る信用保険料の金額としていて、対応関係がとれていなかった。</p> <p>8 会計規程第16条に、財団が行う契約は山梨県財務規則の例によると定められているが、契約書及び請書が締結されていないものがあった。（産業展示交流館アインッセ山梨）</p> <p>9 契約書に、次のとおり不備があつた。（産業展示交流館アインッセ山梨）</p> <p>(1) 契約保証金に係る条項、契約解除のための暴行団排除条項及び連約金条項が設けられていないものがあつた。</p> <p>(2) 飲料等自動販売機設置契約書に、自動販売機の種類・型式名・番号が記載されていないものがあつた。</p> <p>10 指定管理業務の実施に当たり付保しなければならぬ賠償責任保険について、基本協定書第20条第2項及び管理運営業務任状書第4の6に、山梨県及び指定管理者が被保険者となることが定められているが、被保険者が指定管理者のみとなつていた。</p> <p>（産業展示交流館アインッセ山梨）</p> <p>〔注意事項〕 3件</p>

監査対象団体	富士急山梨バス 株式会社
所管部(局)課	リニア交通局 交通政策課
監査実施日	平成30年12月13日
財政的援助等の内 容	〔補助金〕 山梨県バス運行対策費補助金 16,691,000円
補助の目的	県内におけるバス路線の運行を維持し、地域住民の福祉を確保するために、不採算の生活路線を運行する路線バス事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
監査の結果	〔指摘事項〕 なし 〔指導事項〕 なし 補助金交付要綱第9条第1項に「補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする」と定められているが、他の経理と明確に区分した帳簿が備えられていなかった。 〔注意事項〕 1件

監査対象団体	一般社団法人 山梨県バス協会
所管部(局)課	産業労働部 商業振興金融課
監査実施日	平成30年11月21日
財政的援助等の内 容	〔補助金〕 山梨県運輸振興事業費補助金 12,896,000円
補助の目的	運輸事業振興のために、バス事業者又はトラツク事業者をもって組織される山梨県を単位とする一般社団法人に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
監査の結果	〔指摘事項〕 なし 〔指導事項〕 なし 備えるべき会計帳簿として経理規程第8条に規定されている「総勘定元帳」、「現金出納帳」及び「その他必要な帳簿類」である仕訳帳及び預金出納帳について、補助金に係る収入支出が記載されていなかった。 〔注意事項〕 なし

監査対象団体	フジネット共同事業体
所管部(局)課	県民生活部 世界遺産富士山課
監査実施日	平成30年10月18日 12月17日
財政的援助等の内 容	〈公の施設管理〉 山梨県立富士山世界遺産センター 指定期間 平成28年6月22日～平成31年3月31日 指定管理料(平成29年度) 27,000,000円
監査の結果	〔指摘事項〕 なし 〔指導事項〕 なし 指定管理業務の実施に当たり付保しなければならない賠償責任保険について、基本協定書第20条第2項及び管理運営業務仕様書10(1)に、山梨県及び指定管理者が被保険者となることが定められているが、被保険者が指定管理者のみとなっていた。 〔注意事項〕 なし

監査対象団体	社会福祉法人 山梨ライオンハウス
所管部(局)課	福祉保健部 健康長寿推進課(公の施設管理) 障害福祉課(補助金)
監査実施日	平成30年11月15日
財政的援助等の内 容	〈公の施設管理〉 山梨県立青い鳥老人ホーム 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 指定管理料(平成29年度) 142,643,876円 〔補助金〕 盲人福祉センター(点字図書館) 運営費補助金 40,832,000円

監査の結果	〔指摘事項〕 なし 〔指導事項〕 なし 〔注意事項〕 1件
-------	-------------------------------------

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会
所管部(局)課	福祉保健部 健康長寿推進課(公の施設管理) 福祉保健総務課(補助金)
監査実施日	平成30年10月23日
財政的援助等の内 容	〈公の施設管理〉 山梨県立介護実習普及センター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成29年度) 36,080,242円 〔補助金〕 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会運営費補助金 87,370,124円 山梨県地域福祉増進事業費補助金 53,877,000円 長寿やまなし振興事業費補助金 17,534,000円 山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等補助金 16,928,778円
監査の結果	〔指摘事項〕 なし 〔指導事項〕 なし 1 調理実習の材料費の参加者負担金に係る現金の取扱事務について、次のとおり、不適切な処理があった。(介護実習普及センター) (1) 収納した現金の仕訳処理が収納した日に行われず、金融機関に預け入れた日に仕訳処理がされ、金融機関に預け入れるまで、仕訳日記帳及び総勘定元帳に現金の出納が記載されていないため、経理規程第28条第1項に規定されている現金についての会計責任者への報告もされていなかった。 (2) 経理規程第22条に「収納した金銭は、これを直接支出に充てることなく、受入後3日以内に金融機関に預け入れなければならない」と定められているが、受入後3日以内に金融機関に預け入れられていないものがあった。 2 基本協定書第23条に定められている業務日報において、「管理運営に係る収支状況」が記載されていなかった。(介護実習普及センター) 3 事業報告書の「管理業務に係る収支決算」において、支出の「租税公課」の消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の執行額を消費税の課税対象外の経費の100分の8相当額としていた。また、介護実習普及センター運営事業の総勘定元帳の事業未払金において、未払消費税の計上額と消費税の納付による充当額に差額が生じており、事業未払金の残高が過大となっていた。(介護実習普及センター) 4 山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等補助金交付要綱第14条第1項において、補助事業により取得した財産についてその台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくなければならないと定められているが、補助事業で取得した備品が台帳に登録されていなかった。 〔注意事項〕 なし

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県障害者支援協会
所管部(局)課	福祉保健部 障害福祉課
監査実施日	平成30年9月27日
財政的援助等の内 容	〈公の施設管理〉 山梨県立あさひのワークホーム 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 指定管理料(平成29年度) 0円 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 指定管理料(平成29年度) 0円
監査の結果	〔指摘事項〕 なし

監査対象団体	社会福祉法人 山梨ライオンハウス
所管部(局)課	福祉保健部 障害福祉課
監査実施日	平成30年9月27日
財政的援助等の内 容	〈公の施設管理〉 山梨県立あさひのワークホーム 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 指定管理料(平成29年度) 0円 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 指定管理料(平成29年度) 0円
監査の結果	〔指摘事項〕 なし

<p>【指導事項】</p> <p>1 旅費について、支払い手続きが行われておらず、旅行者に支給されていないものがあった。 （あけぼの医療福祉センター成人寮）</p> <p>2 経理規定第12条第1項に「すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならない」と定められているが、会計処理に伝票が起票されておらず、請求書等への勘定科目等の記載及び押印並びに仕訳日記帳の確認（押印）により会計処理が行われており、経理規定に合った事務処理が履行されていないかかった。 （あさひワークホーム）（あけぼの医療福祉センター成人寮）</p> <p>3 契約書に、次のとおり不備があった。（あさひワークホーム）</p> <p>(1) 管理運営業務仕様書第13に暴力団排除措置について定められているが、契約解除のための暴力団排除条項が記載されていないものがあった。</p> <p>(2) 契約締結日が記載されていないものがあった。</p> <p><注意事項> なし</p>
--

<p>監査対象団体 山梨県職業能力開発協会</p> <p>所管部(局) 産業労働部 産業人材育成課</p> <p>監査実施日 平成30年10月26日</p> <p>財政的援助等の内容 <公の施設管理> 山梨県立中小企業人材開発センター 指定期間 平成29年4月1日～平成33年3月31日 指定管理料(平成29年度) 13,822,000円 [補助金] 山梨県職業能力開発協会費補助金 26,436,000円</p> <p>監査の結果</p> <p>【指導事項】 なし</p> <p>【指導事項】</p> <p>現金の取扱事務について、次のとおり不適切な処理があった。</p> <p>(1) 協会が備えるべき帳簿として財務規程第9条に規定されている「現金預金出納簿」のうち、現金に関する出納簿が、作成されていなかった。 （中小企業人材開発センター）（職業能力開発協会費補助金）</p> <p>(2) 財務規程第21条第2項に「受検手数料及び受講料を収入する場合は、領収書の発行を収入測定に代えることができる」と定められているが、収入日を領収書発行日ではなく、普通預金への入金日としていた。 （中小企業人材開発センター）（職業能力開発協会費補助金）</p> <p>(3) 利用規程第19条第3項に「現金を収納したときは、収入日計表を作成し、収入取引を整理しなければならない」と定められているが、日ごとに作成されていなかった。 （中小企業人材開発センター）</p> <p><注意事項> 1件</p>
--

<p>監査対象団体 きらっとやまなし共同事業体</p> <p>所管部(局) 教育庁 社会教育課</p> <p>監査実施日 平成30年9月14日</p> <p>財政的援助等の内容 <公の施設管理> 山梨県立図書館 指定期間 平成29年4月1日～平成33年3月31日 指定管理料(平成29年度) 80,089,000円</p> <p>監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。</p>

別紙2

<p>監査対象団体 公益財団法人 山梨県農業振興公社</p> <p>意見 財務諸表作成など会計処理上の不備が多数認められた。限られた人員の中で適切かつ健全な運営を確保するため、チェック体制等を再確認するとともに、会計処理に精通した職員の確保・育成に取り組まれた。また、会計システムの導入についても検討された。</p>
--

<p>監査対象団体 山梨県道路公社</p> <p>意見 雁坂トンネル有料道路について、実線交通量と計画交通量との乖離を解消するため、経費の削減や交通量増加に向けた取り組みを進めるとともに、県からの長期無利子貸付金を活用して効率的な経営に努め、事業の収支も概ね経営計画どおり順調に推移している。 今後とも経営計画を着実に実施していくとともに、料金徴収期間経過後においても、利用者が安心・安全に利用できる環境を確保できるよう、維持管理有料道路制度の採用も検討しながら、適正な維持管理に努められたい。</p>

<p>監査対象団体 株式会社 清理の森管理公社</p> <p>意見 前回監査で指導事項とした、貸倒引当金や未払消費税の会計処理については、早期に改善を図るとともに、公社所管課においても適切に指導されたい。退職給付引当金については、退職金規定に基づく自己都合による当期未要支給額の80%を計上しているが、80%とする根拠が薄弱であるため、実態に合った方法により計上することを、併せて検討されたい。 また、公社収入の大半を占める共益費収入について、未契約状態の大型別荘区画の増加などにより減少傾向にあることから、将来的な別荘地需要等を見通した事業のあり方を検討するなど、県及び公社が一体となって、安定的な別荘地需要の確立に努められたい。</p>
--

<p>監査対象団体 公益財団法人 やまなし産業支援機構</p> <p>意見 財務諸表作成など会計処理上の不備が多数認められ、契約書作成における不備も見受けられた。限られた人員の中で適正な事業運営が図られるよう、チェック体制等の再確認や会計処理に精通した職員の育成に取り組むことと併せて、効率的な事業運営や組織体制について検討されたい。</p>

平成30年度 行政監査実施結果

平成30年度行政監査について実施した結果は、次のとおりであった。

第1 監査の概要

1 テーマ

許認可に係る事務は適切に行われているか。

2 目的

申請者に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可」という。）事務については、行政手続法（以下「法」という。）及び山梨県行政手続条例（以下「条例」という。）に基づき、適切な事務の執行が求められる。

こうした中、近年、県の許認可に係る事務において、不適切な事務処理が行われた事例が明らかになった。許認可に係る事務における不正、不適切な事務処理は、申請者である県民・事業者の利益を損ねるだけでなく、県の行政執行への信頼を失うことにもつながる。

このため、許認可に係る事務について、適切な進捗管理体制による事務処理の確保及び申請者の負担軽減の確認を行い、問題点や課題を整理することにより、今後の事務処理のリスクを評価・統制する体制の整備に寄与することを目的として監査を実施することとした。

3 監査の着眼点

(1) 法及び条例に基づき、事務処理は適正に行われているか。

(2) 事務処理の進捗管理は適切に行われているか。

(3) 申請者の申請手続等の負担軽減は図られているか。

4 対象事務及び対象機関

(1) 対象事務

法及び条例が適用される許認可事務のうち、平成29年度の許認可の状況について予備調査を実施した上で、県民生活への関わりが大きいもの、処理件数が多いもの、更には、過去において不適切な事務処理があったもの、計80事務を監査対象とした。

(2) 監査対象機関

知事部局、教育委員会、警察本部のうち、監査対象とした80事務を処理している43所属（別表「監査対象機関一覧」）

5 実施期間

平成30年6月から平成31年1月

6 実施方法

監査対象機関に対し調書の提出を求め書面監査を行うとともに、調書の回答をもとに10所属に対して、実地監査により関係職員への質疑等を行い、状況を確認した。

第2 監査の結果

1 許認可の状況

平成29年度の許認可件数は、合計で44、552件であり、内訳は、新規が39、376件、更新が4、550件、再交付が17件、変更が609件であった。

部局別処理件数（H29）

部局名	対象所属数	処理件数	内訳			
			新規	更新	再交付	変更
県民生活部	1	42	18	0	0	24
総務部	1	104	69	34	0	1
防災局	10	39	39	0	0	0
福祉保健部	10	4,738	2,086	2,577	0	75
森林環境部	8	1,402	561	775	0	66
産業労働部	3	21	8	0	0	13
農政部	8	1,491	1,424	4	0	63
県土整備部	8	4,067	2,887	1,149	0	31
教育委員会	2	204	204	0	0	0
警察本部	1	32,444	32,080	11	17	336
合 計	43	44,552	39,376	4,550	17	609

2 審査基準及び標準処理期間の設定・公表の状況

(1) 審査基準の設定と公表

法第5条及び条例第5条では、行政庁は申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるとともに、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならないとされている。また、条例等の定めによつて審査の基準を判断することができるときは、別に審査基準を定めることを要しないとしており、作成形式に差異はあるものの監査対象の80事務すべてにおいて審査基準が設定され、窓口への備付けやホームページへの掲載などの方法により公表されていた。

(2) 標準処理期間の設定と公表

法第6条及び条例第6条では、行政庁は、申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関に到達してから当該行政庁に到達するまでに通常要すべき標準

的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これら当該申請の提出先とされている機関における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないとされている。

標準処理期間については、監査対象の80事務のうち設定されていないものが5事務(6.3%)あり、未設定の理由は、1週間程度で処理が完了しているもの、標準的な期間の想定が難しいものであった。

また、標準処理期間の公表については、設定されている75事務のうち5事務(6.7%)において公表されていないかった。

3 事務処理の状況

(1) 事務処理要領等の作成

法第7条及び条例第9条では、行政庁は、申請が到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないとされている。

公平かつ迅速な事務手続を行うため、監査対象の80事務のうち51事務(63.8%)において、事務手続の流れや事務処理を行う際の留意事項などをまとめた事務処理要領等が作成されていた。また、作成中なのが7事務であった。

(2) 事務処理の進捗管理

法第9条及び条例第9条では、行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進捗状況及び処分時期の見通し、更には申請に必要な情報の提供に努めなければならないとされている。

監査対象の80事務のうち62事務(77.5%)において、受付簿や台帳で事務処理の進捗状況を管理していた。また、実地監査において台帳等による進捗管理を行っていない事務について確認したところ、随時、進捗状況を確認するための打合せなどにより事務処理の進捗管理を行っているとのことであった。なお、概ねすべての事務において申請者の求めに応じた情報提供は行われていた。

(3) 標準処理期間を超過した事務処理

標準処理期間を設定していた75事務に係る平成29年度の許認可件数44,125件のうち、標準処理期間を超過した事務処理を行っていたものは11事務(14.7%)で、件数は538件(1.2%)であった。

超過の理由としては、申請書の補正や申請者による補正資料の提出が遅れたもの、許認可の際の他機関への協議に時間を要したものが多かった。

標準処理期間を超過した件数

件数	新規	更新	再交付	変更	計
	484	54	0	0	538

超過の主な理由

- ・他機関との協議事項があり、その処理に時間を要したため
- ・許可の判断に係る事柄について事業者が未対応であったため
- ・申請書類の不備が多く審査に時間を要したため
- ・他法令の許可待ちのため

(4) 手数料の徴収

監査対象とした許認可事務のうち、手数料を徴収しているものは38事務あり、山梨県手数料条例等に基づく金額を山梨県収入証紙(以下「収入証紙」という。)により手数料として徴収していた。

実地監査を行った結果では、対象の10所属のうち、収入証紙消印実績簿への登載を失念していたもの(1事務)及び登載に誤りがあったもの(1事務)があった。

また、許認可事務を迅速に処理するため事前協議を行っている所属において、収入証紙を消印するまでの間、施錠できないロッカーで保管していたもの(1事務)があった。

4 申請手続等の負担軽減の状況

許認可事務においても、県民サービスの充実の観点から、申請者の負担軽減を図っていくことは重要な取組であることから、申請手続等の負担軽減の状況についても監査を実施した。

(1) 申請書の様式等のホームページへの掲載

監査対象の80事務のうち、申請書の様式や申請手引等をホームページに掲載しているものは66事務(82.5%)であった。

申請書様式や申請手引等を掲載していない理由としては、年間の申請件数が少ないためなどであった。

(2) 申請書等の受付

監査対象の80事務のうち、郵送による提出を認めているものは44事務(55.0%)であった。

郵送による提出を認めていない理由としては、申請時に書面審査だけでなく、聞き取り審査も必要であるためなどであった。

郵送受付を行っていない主な理由

- ・申請時に書面審査だけでなく、聞き取り審査も必要であるため
- ・図面を確認しながら直接やりとりを行う必要があるため
- ・受付時に手数料を徴収するため
- ・申請件数が多く混乱をきたすため

(3) 申請手続の簡素化への取組

監査対象の80事務のうち、申請手続の簡素化のための取組を行っているものは55事務(68.8%)であり、その内容は次のとおりである。

簡素化への取組状況

- | | |
|---------------|------|
| ・提出日時の事前の予約受付 | 53事務 |
| ・添付書類の省略 | 26事務 |
| ・押印の省略 | 2事務 |

(4) 許認可更新期間到来の連絡
監査対象の80事務のうち更新に係る許認可は18事務である。そのうち通知等で更新期間到来の連絡を行っているものは15事務(83.3%)あり、電話、書面(郵送)、電子メールにより連絡を行っていた。

(5) 電子申請の活用
監査対象の80事務のうち電子申請を活用しているものは6事務(7.5%)であり、今後、活用を検討しているものが16事務(20.0%)あった。電子申請を活用していない理由は、申請書に収入証紙の貼付が必要であるためなどであった。

- 電子申請を活用していない主な理由
- ・申請書に収入証紙の貼付が必要のため
- ・原本の書類の添付が必要のため
- ・申請に際して、押印を必要としているため
- ・添付書類の内容を確認しながら申請書を受理するため
- ・電子申請におけるシステム構築ができていないため

第3 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。なお、意見の内容については、監査実施機関に文書で通知し、監査の結果とともに公表する。

1 審査基準及び標準処理期間について

審査基準については、法及び条例の規定によれば、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならないとされているが、一部の許認可事務において、審査基準が上級庁からの運用通達や条例、規則、事務取扱要領等によるとしているものが見受けられ、申請者にその内容が理解されにくいことから、申請者の立場に立った、わかりやすい基準への見直しや公表方法の検討を望むところである。

また、標準処理期間についても、法令においてこれを定めるよう努めることとされていることから、事務処理の迅速化を通じて県民サービスの向上を図るため、現在設定がされていない事務についても、これまでの処理実績等を踏まえながら、可能な限り設定されるよう努められたい。

なお、標準処理期間を設定したが公表をしていないものについては、特段の理由がない限り、速やかに公表されたい。

2 許認可に係る事務処理について

- (1) 事務処理の進捗管理
申請書類の受付後、速やかに審査を開始し、事務処理を適切に行うためには、組織内で情報を共有するとともに、進捗状況が把握できる体制を確保しておくことが重要である。

受付簿や台帳による進捗管理は審査期間の管理や許認可の状況を把握する上で有効な方法であり、許認可事務を取り扱う所属においては、現在の進捗管理の方法やその体制に不備等がないか再確認し、万全な管理体制が確保されるよう努められたい。

- (2) 標準処理期間の遵守
設定した標準処理期間を超過した事務については、遅延が生じた原因を分析し、期間内に処理が完了するよう努めるとともに、超過件数の多い事務については、必要に応じて標準処理期間の見直しについても検討されたい。

3 申請手続等の負担軽減について

申請手続等の負担軽減に向けては、申請書様式等のホームページへの掲載や郵送での受付、手続等の簡素化への取組として添付書類の省略などが行われているが、更なる充実を図っていくことが望まれる。
申請書類の削減や電子申請による手続の簡略化など、引き続き申請者の負担軽減に積極的に取り組みられたい。

4 総合的な意見

今回監査の対象とした許認可に係る事務は概ね適正に行われていると認められるが、一部の所属において事務処理のミスや標準処理期間を公表していなかったものなど不適切な事例が見受けられた。

許認可事務を取り扱う所属においては、今回の監査結果及び監査意見を踏まえ、所管する事務の点検や改善を行うとともに、申請者の負担軽減に積極的に取り組み、県民サービスの向上を図られたい。

また、地方自治法の改正により、2020年4月から、知事は内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することとされている。

今回の監査においては、許認可事務に係るいくつかの業務リスクが明らかになったが、これらの点についても十分に検証の上、事務の適正な執行を確保するための体制整備に取り組みられたい。

別表 監査対象機関一覧

No	所 属 名	監査対象許認可事務	年間処 理件数	実地 監査
1	県民生活・男女参画課	特定非営利活動法人の設立の認証ほか1事務	42	
2	財産管理課	行政財産の使用許可	104	
3	消防保安課	火災類の消費の許可	39	
4	健康長寿推進課	指定居宅サービス事業者の指定ほか2事務	28	
5	子育て支援課	児童福祉施設の設置の認可ほか4事務	21	
6	障害福祉課	指定障害児通所支援事業者の指定ほか5事務	151	○
7	医療課	病院の開設の許可ほか1事務	2	
8	健康増進課	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定ほか1事務	87	
9	中北保健福祉事務所	診療所及び助産所の開設の許可ほか10事務	1,615	○
10	中北保健福祉事務所映北支所	診療所及び助産所の開設の許可ほか10事務	757	○
11	映東保健福祉事務所	診療所及び助産所の開設の許可ほか10事務	677	○
12	映南保健福祉事務所	診療所及び助産所の開設の許可ほか12事務	243	○
13	富士・東部保健福祉事務所	診療所及び助産所の開設の許可ほか12事務	1,157	○
14	環境整備課	産業廃棄物収集運搬業の許可ほか10事務	534	○
15	みどり自然課	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可	60	
16	森林整備課	林地開発の許可	13	
17	具有林課	行政財産（恩賜具有財産土地）の使用許可	11	
18	中北林務課	産業廃棄物収集運搬業の許可ほか8事務	309	
19	映東林務課	産業廃棄物収集運搬業の許可ほか9事務	144	
20	映南林務課	産業廃棄物収集運搬業の許可ほか8事務	125	
21	富士・東部林務課	産業廃棄物収集運搬業の許可ほか8事務 ソリスター人材センターの業務拡大に係る業種及び職種 の指定	206 4	
22	労働雇用課	職業訓練の認定	16	
23	産業技術短期大学校	職業訓練の認定	1	
24	映南高等技術専門学校	職業訓練の認定	9	
25	畜産課	養蜂転飼の許可	15	
26	花き農水産課	試験研究のための採捕許可	561	
27	中北農務事務所	農地の転用の許可ほか1事務	258	
28	映東農務事務所	農地の転用の許可ほか1事務	108	
29	映南農務事務所	農地の転用の許可ほか1事務	486	
30	富士・東部農務事務所	農地の転用の許可ほか1事務	23	
31	東部畜産保健衛生所	医薬品販売業の許可ほか1事務	31	○
32	西部畜産保健衛生所	医薬品販売業の許可ほか1事務	598	○
33	道路管理課	道路の占用の許可ほか1事務	6	
34	都市計画課	都市計画区域及び準都市計画区域内における開発の許可ほか4事務	1,000	
35	中北建設事務所	道路の占用の許可ほか2事務	151	
36	映東建設事務所	広告物等の表示又は設置の許可ほか10事務	832	○
37	映南建設事務所	広告物等の表示又は設置の許可ほか10事務	515	
38	富士・東部建設事務所	広告物等の表示又は設置の許可ほか10事務	530	

No	所 属 名	監査対象許認可事務	年間処 理件数	実地 監査
40	富士・東部建設事務所吉田支所	広告物等の表示又は設置の許可ほか4事務	435	
41	義務教育課	免許外教科担任の許可	105	
42	学術文化財課	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可ほか1事務	99	
43	警察本部	古物商の許可ほか5事務	32,444	○
	合計	合計	44,552	10

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番